

第1回青森市下水道使用料等審議会（会議概要）

- 1 開催日時 平成26年7月4日（金） 9:30～11:45
- 2 開催場所 青森市役所議会棟 第1委員会室
- 3 出席委員 藤田正一会長、吉原正彦副会長、竹中義道委員、一戸善正委員、八木橋裕委員
（15名） 蝦名幸一委員、成田浩司委員、倉内一長委員、長尾匡道委員、大森頼子委員
佐々木信一委員、柴田章二委員、柴田眞理子委員、鳴海武雄委員、三上範子委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 環境部 部長 木村敏幸、次長 小松文雄
下水道総務課 課長 奥崎文昭、主幹 佐々木正幸、主幹 天坂孔二
主査 一戸健司、主事 斉藤勇樹、
下水道整備課 課長 米澤敬、副参事 秋村信雄、主査 横山祐助
八重田浄化センター 所長 瀧口光雄、新田浄化センター 所長 福井義孝
蜷貝ポンプ場 場長 山本洋一、上下水道課 課長 田川孝則

6 次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 審議会
 - ・組織会 会長・副会長選出
 - ・諮問の経緯
 - ・審議会スケジュール
 - ・下水道事業の概要説明等
 - ・その他
 - ・次回会議日程

7 会議の要旨

(1) 諮問内容について

○事務局

別紙「諮問書」について説明。

○委員

平成30年には、根本的な見直しが必要であるとのことだが、この度議論する算定期間の3年間（平成27年度から29年度）とは、違った考え方の改定が必要になるのか。

○事務局

現在のところ、（算定期間内において）収支の均衡は保たれているが、今後は人口減少、使用

者の減少等が見込まれるため、収支均衡が保たれない状況が予測される。その場合は、根本的な使用料改定に向けた検討が必要であると思われる。

○会長

このままの使用料体系では、将来的には厳しい状況が予測される。

しかし、現在のところは、収支均衡が保たれているため、公正・公平な負担をするという意味から、まず、使用料体系が違う旧青森地区と旧浪岡地区の使用料の統一をしようということである。

○委員

算定期間が3ヵ年である理由は、なにか。

○事務局

一般的に3年から5年が妥当であるとされており、スピーディに対応するために3年間としたものである。

○委員

ごみの集荷数量の予測誤り等があったことなどからも、見込み数量等については、きちんとした数値をもとに審議すべきと思う。

○会長

(提示されたシミュレーションは) かなりきちんとした数値で予測されていると思われる。

(2) 審議会スケジュールについて

○事務局

平成27年4月からの改定を目途に、12月開催の市議会第4回定例会に条例案を上程する必要があるため、10月上旬には答申をいただきたい。それまでに3回程度の会議を見込んでいる。

(3) 下水道事業の概要説明等

○事務局

別紙「青森市下水道事業 農業集落排水事業財政計画(平成27~29年度)」について説明。

○委員

人口は減少するが核家族が多いので、基本料金分は増えると思うがどうか。

○事務局

基本料金分は増えるが、従量制分の減少影響の方が上回る試算となる。

○委員

世帯数と水洗化率及び近年整備した地域の接続率が低い理由を知りたい。

○事務局

全世帯数は135,915世帯。水洗化している世帯数は95,737世帯である。

○事務局

近年は汲み取り式が少なく、浄化槽を設定していることが多いため、そのまま浄化槽を利用継続される方が多い。

○委員

強制的に水洗化することは、可能なのか。

○事務局

法律で3年以内に接続しなければならないとされているが、強制力がないため訪問し、お願いをしている。(※補足事項あり)

○委員

商業施設や会社等の増減も使用料の算定に関わるのか。現状、商業施設等は、減少しているのか。

○事務局

事業所分として、試算している。事業所の増減を把握するのは難しいが、1件当たりの使用数量は、減少していると思われる。

○委員

総事業費の6割が公債費というのは、一般的なものか。

○事務局

整備状況や減価償却の進捗状況等によって、千差万別である。進捗状況等から考えると、妥当なものだと考える。

○会長

弘前市・八戸市の状況について、次回会議で知らせて欲しい。

○事務局

次回、会議で報告する。

○委員

包括的民間委託の概要と現在の使用料を維持することを前提としての委託なのか。

○事務局

八重田・新田浄化センター・蜷貝ポンプ場の維持管理についての委託を検討している。現在検討中であり、具体的な金額が見込めないため、今回の試算では見込んでいない。

○委員

委託した場合の修繕費は、どのようになるのか。

○事務局

軽微な修繕費等は、委託料で賄えると思われる。

○委員

仮に、使用料の値下げということは、有り得るのか。

○事務局

800億円程度の公債費残高や、老朽化してくる施設や設備の改修等も考慮した場合、今の料金体系でバランスがとれていると考えている。

○委員

合併のときに一市一制度にしなかった経緯を教えて欲しい。

○事務局

現在も一市二制度を継続しているものは他にもあり、下水道料金については、この度の改定で統一したいと考えている。

○会長

回りの会議で、一市二制度を継続した経緯について教えて欲しい。

(4) 次回会議日程について

○事務局

次回会議は、7月31日(木)午前10時より「しあわせプラザ」にて開催。

(5) 閉会

※補足事項

会議録中、以下の箇所について補足事項があり、その内容については以下のとおりです。

(3) 下水道事業の概要説明等

「強制的に水洗化することは、可能なのか。」について

下水道法により「供用開始を公示して(下水処理を開始すべき日)から3年以内に接続しなければならない」とする規定があり、法的な強制力を有するものの、経済的な理由などによりやむを得ず接続できない場合などの罰則規定を遂行した事例はいずれの自治体にも存在しない。

しかしながら、下水道事業の円滑な運営と将来的な展望を見据えたうえで、接続の必要性を個別に訪問しながら、理解を求めている。